



福祉資金償還金納入通知書の誤送付について (練馬総合福祉事務所)

1 誤送付した納入通知書

練馬区福祉資金を償還している方に、償還金納入通知書を送付しました。

封筒に納入通知書を封入する際、誤って別の方の納入通知書を混入したことにより、1件の誤送付が発生しました。

2 納入通知書に記載している事項

住所、氏名、貸付番号、資金の名称、納付金額、納付期限

3 経過と原因

11月17日、A様から、自分あての納入通知書の他に、B様の納入通知書が入っているとの連絡がありました。同日、職員がA様宅を訪問し、お詫びのうえ、B様の納入通知書を回収しました。

A様あての納入通知書とB様あての納入通知書を、一つの封筒に混入したことが原因です。B様にも、訪問して謝罪します。

4 再発防止に向けて

通知書の誤送付など、区民の皆様の信頼を損ねる事故が続いたことをお詫び申し上げます。真に申し訳ありません。

こうした事故が続いたこと自体、重大な問題だと認識しております。これまでの事務手順やチェック体制を単に見直すだけでなく、事務処理体制も含めた業務管理の抜本的な改善を進めます。

なお、今回の事故に関わらず、区では、今後とも事故情報を含め原則的に全ての情報を公開し、開かれた透明な区政を堅持してまいります。

【問合せ】福祉資金担当...練馬区 福祉部 大泉総合福祉事務所 電話03-5905-5261

【参考】

福祉資金について

区では福祉のための資金として様々な貸付制度を扱っており、応急小口資金(上限20万円)、高齢者および心身障害者の入院資金(上限120万円)、女性福祉資金(上限283万円)、東京都母子及び父子福祉資金(上限283万円)などがあります。

総合福祉事務所について

生活保護に関すること、福祉資金の貸付などの福祉事業を担当しています。区内に4カ所あります。

- ・練馬総合福祉事務所 (豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所内)
- ・光が丘総合福祉事務所 (光が丘2丁目9番6号)
- ・石神井総合福祉事務所 (石神井町3丁目30番26号 石神井庁舎内)
- ・大泉総合福祉事務所 (東大泉1丁目29番1号 ゆめりあ1内)